

はしがき

可動物件の国際担保権に関するケープタウン条約とその航空機議定書は、航空機のファイナンスやリースを促進する上で不可欠な国際統一担保制度の構築を目的とする多国間条約である。私法統一国際協会（UNIDROIT）が中心となって起草し、2001年11月に採択された。2015年12月6日現在、条約について69カ国が、議定書について60カ国が締約国となっている。しかし、日本は条約・議定書を批准していない。国際的な私法の調和および統一の潮流に対して、わが国の反応は極めて鈍い。国連国際商取引法委員会が起草し、1980年4月に採択された「国際物品売買契約に関する国際連合条約」については、約28年後の2008年7月に71番目の締約国となった。ハーグ国際私法会議が起草し、1980年10月に採択された「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」については、約33年後の2014年1月に91番目の締約国となった。そして今、ケープタウン条約・航空機議定書との関係でも、同じ経路をたどろうとしている。

ところが同条約・議定書は、非締約国であるはずの日本の取引実務にさえずでに多大な影響を及ぼしている。それは条約・議定書が、例えば航空機ファイナンス契約の締結時に債務者が締約国に所在してさえいれば、すべての締約国において適用されるためである（条約第3条1項）。このことは、日本所在の航空会社が条約・議定書に基づいて航空機購入の資金を調達できないのに対し、日本所在のリース会社や銀行は締約国所在の航空会社との間の取引において条約・議定書を利用できることを意味する。事実その目的のために、2012年12月時点でわが国に所在する97の取引主体や法律事務所等が、条約・議定書に基づいて設立された国際登録システム上にアカウントを開設し、諸権利の登録を行っている（本書第2章-IV-2-(1)を参照）。

これに対し日本での学術的な議論は、完全に出遅れた感が否めない。同条約・議定書が大きな成果を上げ、すでにわが国の産業界にも浸透している今日、本書の刊行目的は3つある。まず、航空機ファイナンスに革新をもたらし

たコモンロー的性格の極めて強い規範および制度に関する体系的な説明を、わが国の法律学研究者と取引従事者に供することができる。本書が、実務が情報を必要とする領域における学術的な議論の空白を埋め、それによりわが国産業界の発展に資することを願う。また、従来、担保法分野での多国間条約の制定は比較法的に難事とされていた。そのため、この定説が同条約によって覆される過程は私法統一の歴史における転換点であり、その研究成果を刊行することは同条約の貴重な経験を今後発展的に応用するための前提を成す。日本の法律家がこの領域において法家族の違いを超えて双方向の法律論を展開する上で、本書が叩き台となれば幸いである。さらに、本書は、グローバルな市場の構築という現代社会に喫緊の課題において担保法がどのような役割を担い得るのか、その一端を解明する。したがって本書が、近時、特に法律学と経済学の間で進みつつある学際的対話に新たな可能性を提示し、その建設的な発展の一助となることを望む。

研究を進める過程では、条約・議定書関係者から多大なご厚意を賜った。特に、UNIDROIT の同条約・議定書担当 Senior Officer であった John Atwood 氏のご尽力のお陰で、2008年1月に UNIDROIT での調査が実現し、当時ウェブサイトでの公開が限られていた起草資料の大部分を入手し、ヒアリングを実施することができた。また Atwood 氏の紹介により、同年3月には同条約・議定書の起草責任者であるオックスフォード大学名誉教授の Roy Goode 先生にご自宅でインタビューする幸運に恵まれた。さらに2010年8月には国際登録システムを運営する Aviareto 社を訪問し、Managing Director の Rob Cowan 氏からシステムについて半日に渡りマンツーマンの授業を受けた。そして同条約・議定書のキーマンとなった Freshfields のコンサルタントである Jeffrey Wool 氏には、2012年4月にバンコクで、同年9月に東京でお会いし、さらに2013年9月にオックスフォード大学で開催された「ケープタウン条約学術プロジェクト」第2回会合において勉強の機会を頂いた。

加えて多くの日本人研究者からのご指導なくして、研究の完成はなかった。とりわけ、2001年11月にケープタウンで開催された外交会議に出席された小塚 荘一郎先生（学習院大学法学部）には、大学院生の時期から1人の研究者として

ご厚誼を賜っている。将来に展望を見出せなかった頃に小塚先生からそのように遇していただいたことは、研究継続の精神的支柱となっていた。また座主祥伸氏（関西大学経済学部）とは、本書第3章および第4章の基となった研究を共同で手がけた。世界に向けて研究成果を問うよう筆者の意識を変えたのは、座主氏である。さらに中野俊一郎先生（神戸大学大学院法学研究科）には、特に国際私法を鍛えていただいた。国際私法関連の箇所を執筆するにあたり読者として念頭に置くのは、中野先生である。最後に齋藤彰先生（神戸大学大学院法学研究科）は、大学院在籍時に指導教官として膨大な労力と時間を研究指導のために費やしてくださった。齋藤先生の勧めでケープタウン条約を研究テーマとし、齋藤先生との学問上の格闘を通して本研究は完成した。

本書は、2013年3月に神戸大学より博士（法学）を授与された学位論文を大幅に加筆修正したものであり、刊行に際し公益財団法人末延財団の平成27年度出版助成を受けた。ゲーム理論やポリティカル・エコノミーの手法を積極的に取り入れ分析を展開する本書は、裏を返せば伝統的な法解釈学の枠から大きく逸脱している。そのため、伝統ある同財団のピア・レビューを通過したことは、法律学の関係諸領域における本研究の意義および貢献に関する1つの保証となり、背中を押してもらった思いである。同財団および審査を通して懇切丁寧な講評をいただいた先生方に、この場を借りてお礼申し上げる。

最後に、本書の装丁のために虎の子である Mitsubishi Regional Jet の写真をご提供いただいた三菱航空機株式会社に感謝するとともに、出版を快諾していただいた法律文化社、特に数々の無理難題に誠実に対応くださった編集部的小西英央氏と梶原有美子氏に謝意を表したい。

2016年1月3日

佐藤 育己